

# 豊川市役所本庁舎公共施設MAP広告、行事案内モニター 広告及び広告付き番号案内表示システム設置運営業務に係 る事業者募集要領

この要領は、豊川市役所の本庁舎に公共施設MAP広告、行事案内モニター広告及び  
広告付き番号案内表示システムを設置運営する事業者について、一般競争入札により選  
定を行うため必要な事項を定める。

## 1 業務概要

### (1) 業務名

豊川市役所本庁舎公共施設MAP広告、行事案内モニター広告及び広告付き番  
号案内表示システム設置運営業務

### (2) 業務概要

豊川市役所本庁舎1階廊下壁面付近への公共施設MAPの設置、ロビーへの行  
事案内モニターの設置、並びに市民課等証明書発行業務等に係る番号案内表示機  
の設置について、民間広告事業媒体との併設を前提とした設置運営事業者の募集  
を行う。本事業は、市民サービスの向上を図るとともに、地域の企業や事業所、  
商店等の振興に寄与し、併せて、本市の財源の確保を目的とする事業であり、仕  
様に基づいた設置運営業務を実施する事業者を募集する。

### (3) 業務場所

設置物	設置場所
公共施設MAP広告	市役所本庁舎1階廊下壁面付近
行事案内モニター広告	市役所本庁舎1階ロビー
広告付き番号案内表示システム	市役所市民課、保険年金課、介護 高齢課、障害福祉課の各窓口

### (4) 業務期間

令和8年4月1日から現本庁舎供用終了日まで

ただし、業務期間は最長で令和12年3月31日までとする。

なお、原則として豊川市本庁舎公共施設MAP広告及び行事案内モニター広告  
については財産管理課と協議の上、令和8年4月1日以降、速やかに設置するも  
のとし、広告付き番号案内表示システムについては(3)業務場所の設置場所に記載  
の4課（以下、「4課」という。）と協議の上、令和8年5月31日までに機器を  
設置し運営開始することとする。

### (5) 予算概要

#### ア 使用料

受託者が豊川市へ支払う設置場所の使用料は年額（業務期間内の12か月  
分）とし、その額は入札により決定する。

機器の維持管理運営にかかる需用費（電気料及びその他の光熱水費等）につ  
いては全額を設置事業者の負担とし、使用料に含むものとする。

なお、年額に満たない場合は、月額又は日額を持って計算する。

## イ 支払方法

毎年5月31日までに、その年度に属する使用料を豊川市が発行する納付書により納付するものとする。

## 2 募集方法

使用料に係る一般競争入札とする。

## 3 参加資格

一般競争入札に参加できる者は次の条件を全て満たす者とする。

- (1) 豊川市役所本庁舎公共施設MAP広告、行事案内モニター広告及び広告付き番号案内表示システム設置運營業務に係る仕様書に基づいた事業実施を前提とする提案書を提出した者であること。
- (2) 自ら広告主の募集並びに放映する広告を製作することができる広告代理店であること。
- (3) 本業務と類似の実績（自治体の施設を活用して、MAP広告設置、行事案内モニター広告設置、市政情報案内モニター広告設置、広告付き番号案内表示システム設置等）を有していること。
- (4) 豊川市の指名停止措置要綱による指名停止処分又はこれに準ずる措置を受けていないこと。
- (5) 豊川市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申し立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (7) 豊川市税等の滞納がないこと。
- (8) 契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。

## 4 入札書提出までの手続き等

### (1) 募集要領の交付

#### ア 交付期間

令和8年1月26日（月）から令和8年2月6日（金）まで

#### イ 交付場所及び交付方法

豊川市ホームページからダウンロードすること。

### (2) 現場確認等について

#### ア 公共施設MAP広告及び行事案内モニター広告

現場説明会は実施しません。各自において執務時間中に現場を確認すること。質問等については(3)の手続きによる質問書のみにおいて受け付けます。

#### イ 広告付き番号案内表示システム

令和8年2月6日（金）までの期間内において、1者60分程度の現場説明及び意見交換を行うこと。各自において事前に4課と日程調整を行ったうえで訪問すること。1者あたりの参加者数に限定はないが、必要最小限の人数での訪問とすること。

### (3) 質問書の提出

提出書類に関することで質問がある場合は、以下により質問書を提出すること。

- ア 提出書類  
質問書（様式第1号）
  - イ 受付期間  
令和8年1月26日（月）から令和8年2月6日（金）まで  
（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで（以下「執務時間中」という。））
  - ウ 提出場所  
豊川市財務部財産管理課  
[zaisan@city.toyokawa.lg.jp](mailto:zaisan@city.toyokawa.lg.jp)
  - エ 提出方法  
電子メールにより提出し、メール件名は以下のとおりとすること。なお、送信確認として受付期間の執務時間中に電話連絡すること。  
【会社名】豊川市役所公共施設MAP広告等業務（質問書）
  - オ 質問の回答  
提出された質問書については、令和8年2月12日（木）までに、質問書提出者に対し電子メールで回答する。
- (4) 入札参加申込み
- ア 入札参加申込み期間  
令和8年1月26日（月）から令和8年2月13日（金）までの執務時間中
  - イ 申込場所及び提出方法  
豊川市財務部財産管理課窓口へ持参すること。なお、事前に電話連絡を行うこと。
  - ウ 提出書類等
    - (ア) 入札参加申込書（様式第2号）
    - (イ) 提案書（様式第3号）  
別添「豊川市役所本庁舎公共施設MAP広告、行事案内モニター広告及び広告付き番号案内表示システム設置運營業務に係る提案書作成要領」により作成する。
    - (ウ) 会社概要
    - (エ) 企画書
    - (オ) 類似業務の実績を示す資料
    - (カ) 事業者の広告掲載方針
    - (キ) 作業スケジュール表
    - (ク) 広告に関する問い合わせの対応体制
    - (ケ) 入札参加資格チェックリスト（様式第4号）
    - (コ) 全部事項証明書（履歴事項証明書）（コピー可）
    - (サ) 完納証明書
  - エ 提案書の作成に係る留意事項
    - (ア) ウに示す提出書類等のうち(イ)から(ウ)については簡易製本したものを作成し、代表社印を押印した正本を1部、副本（写し）を2部提出すること。
    - (イ) 文字のポイント数は原則として11ポイント以上とし、見やすさ、分かりやすさに留意すること。
    - (ウ) 提案内容は財産管理課及び4課で共有する。
    - (エ) 作成要領の項目ごとに対象とする提案を行うこと。
    - (オ) 記載は項目内で完結すること

- (カ) 使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもので、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
  - (キ) 提案書に記載する内容は全て本業務における実施義務事項として提案書提出者が提示するものである。実施義務事項でなく、参考として記載が必要な場合には、【参考】と明示し混同する可能性を排除すること。
- (5) 入札参加資格の確認  
入札参加申込みがあったときは、入札参加資格の有無について確認し、令和8年2月20日（金）までに、豊川市役所から発送する入札参加資格通知書にて申込者に結果を通知する。
- (6) 入札の執行
- ア 入札場所  
豊川市役所本33会議室（本庁舎3階）
  - イ 日時  
令和8年2月27日（金）午後2時
  - ウ 入札保証金  
免除
  - エ その他  
受付時に入札参加資格通知書を提示すること。
- (7) 入札について
- ア 入札は指定の入札書（様式第5号）を使用すること。
  - イ 提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず、書換え、引換え、又は撤回することは出来ないものとする。
  - ウ 入札書に記載する金額は年額とする。
  - エ 入札金額はアラビア数字（算用数字）で記載すること。
  - オ 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
    - (ア) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
    - (イ) 所定の日時まで所定の場所に持参しない入札
    - (ウ) 入札に際して不正行為があった入札
    - (エ) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
    - (オ) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
    - (カ) 入札書に記名及び押印のない入札
    - (キ) 入札書の記載事項が確認できない入札
    - (ク) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
    - (ケ) 入札参加申込書を提出していない者のした入札
    - (コ) 郵送による入札
    - (サ) 虚偽の事実を記載した者のした入札
    - (シ) 担当職員の指示に従わなかった者の入札
  - カ 入札は、1者（社）の場合でも実施する。

## 5 受託者の特定

受託者に特定する者は、入札書の記載金額（以下「入札額」という。）の最も高い者とする。

## 6 協定書の締結等

### (1) 提案内容の再確認

入札額に基づき、受託者として特定された者は、提案書の提案内容と業務の流

れの再確認を行い本市の了承を得ることとする。このとき、提案書等に虚偽の記載が判明した場合には協定書の締結は行わず、次点の入札額を入札した者を受託者として特定する者に変更し同様の確認を行うこととする。

(2) 協定書締結に向けて

協定に際しては、受託者として特定された者の提案内容に誤りがないことを確認後、協定に向けた個別の協議を開始し、その上で協定手続きを行う。また、個別協定が整わなかった場合には、次点の入札額を入札した者を受託者として特定する者に変更し、個別の協議を行うこととする。

(3) 仕様

ア 提案書等に記載された項目については、原則として協定時の仕様に反映する。

イ 提案書に記載された内容は、受託後に実施する意思があるとみなす。

ウ 本業務の目的達成のため、必要な範囲において、個別の協議により協定締結段階において、項目の追加、変更及び削除を行うことがあるため、受託者の特定をもって、提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

(4) 協定期間

受託者決定後、事業の実施期間について協定締結日から現本庁舎供用終了日として協定を締結することとする。

ただし、協定期間は最長で令和12年3月31日までとする。

7 解約等

(1) 本市の帰責事由による場合

本市の責により解約をする場合において、受託者に損害が生じたときは、受託者はその補償を請求できるものとする。

(2) 受託者の帰責事由による場合

受託者は令和9年3月31日以降については、いつでも本協定を解除することができる。ただし、受託者は3ヶ月前までに書面にて豊川市へ通知しなければならない。

8 その他

(1) 問い合わせ・書類提出先

〒442-8601

愛知県豊川市諏訪1丁目1番地

豊川市役所財務部財産管理課 管財係

E-mail : [zaisan@city.toyokawa.lg.jp](mailto:zaisan@city.toyokawa.lg.jp)

電話 : 0533-89-2108

(2) 留意事項

ア 入札書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。

イ 提案書に虚偽の記載をした場合には入札を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

ウ 提出された提案書は返却しない。

エ 提出された提案書は入札参加資格の確認、及び協定書の締結に係る協議以外に提出者に無断で使用しない。

## 9 募集から受託者特定までのスケジュール

実施内容	実施時期または期日
募集要領等の交付期間	令和8年1月26日（月）から 令和8年2月6日（金）
入札参加申込み期間	令和8年1月26日（月）から 令和8年2月13日（金）
4課との意見交換 及び現場説明期限	令和8年2月6日（金）
質問書の提出期限	令和8年2月6日（金）
質問回答期日	令和8年2月12日（木）
入札参加資格確認通知 書発送期間	令和8年1月26日（月）から 令和8年2月20日（金）
入札執行日	令和8年2月27日（金）